職場の安全衛生自主点検表

令和８年10月改訂

事業場名		従業員数	人
点検年月日	令和　年　月　日	点検者氏名	印

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「災防規程」[1]や厚生労働省が策定した「荷役ガイドライン」[2]の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

点　検　項　目				
1　基本的な取組（リスクの低減）				
・安全衛生方針の表明（1年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。）		□ している	□ していない	
・安全衛生目標の設定（同上）		□ している	□ していない	
・安全衛生計画の作成（同上、計画の実施、評価、改善を含む。）		□ している	□ していない	
・リスクアセスメントの実施（荷役作業関係）		□ している	□ していない	
・安全衛生管理規程の作成（交通及び荷役労働災害防止を含む。）		□ している	□ していない	
2　安全衛生管理体制				
労働者10～49人	労働者50人以上			
・安全衛生推進者の選任	・総括安全衛生管理者の選任(100人以上)	□ している	□ していない	□該当なし
	・安全管理者の選任（選任時研修修了）	□ している	□ していない	□該当なし
	・衛生管理者の選任	□ している	□ していない	□該当なし
	・産業医の選任	□ している	□ していない	□該当なし
・安全衛生推進者の巡視	・安全管理者、衛生管理者の巡視	□ している	□ していない	□該当なし
・安全衛生対策等を話合う場の設置	・安全衛生委員会の開催（月１回以上）	□ している	□ していない	
3　安全衛生教育の実施状況				
・雇入れ時又は作業内容変更時の教育		□ している	□ していない	□該当なし
・特別教育（テールゲートリフター等）		□ している	□ していない	□該当なし
・日常の教育(危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等)		□ している	□ していない	
・能力向上の教育（安全管理者等の定期教育等）		□ している	□ していない	□該当なし
・事故発生者に対する教育		□ している	□ していない	□該当なし
・腰痛予防のための管理者教育		□ している	□ していない	□該当なし
・腰痛予防のための作業従事者教育（自動車運転者、重量物取扱者）		□ している	□ していない	□該当なし
4　健康管理				
・雇入れ時の健康診断		□ している	□ していない	□該当なし
・定期健康診断（年１回）		□ している	□ していない	
・深夜業従事者に対する健康診断（年２回）		□ している	□ していない	□該当なし
・過重労働対策（時間外・休日労働時間数） ※ 休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間		□ 月45時間以内	□月45時間超～80時間 □月80時間超～100時間 □月100時間超	
・熱中症が疑われる時の連絡体制及び処置手順の作業関係者への周知		□ している	□ していない	
・時間外・休日労働が１月当たり80時間を超える労働者で申出のあった者に対する医師による面接指導の実施		□ している	□ していない	□該当なし
・ストレスチェックの導入（50人以上義務、50人未満努力義務）		□ している	□ していない	
・高ストレス者の申出による「医師による面接指導」実施		□ している	□ していない	□該当なし

1) 災防規程：「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

2) 荷役ガイドライン：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（次葉の※は、荷役ガイドラインで示されている項目です。）